

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第68回）

中国における外観設計の創作容易性判断

～組み合わせの啓示が存在するか否か～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では外観設計（日本の意匠に相当）の創作容易性に関し、以下の通り規定している。

特許権を付与する外観設計は、現有外観設計又は現有外観設計の特徴の組み合わせに比べて顕著な差異を有するものでなければならない（専利法第23条第2項）。

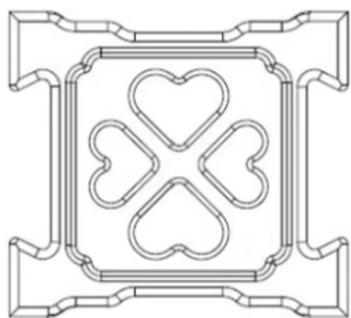
本事件では、建築用ブロックに装飾を施した外観設計特許に対し、複数の現有技術の組み合わせにより容易に創作できるか、組み合わせの啓示が存在するか否かが争点となった。

最高人民法院は、組み合わせの啓示が存在せず容易に創作できるものではないとして、第1審判決¹及び知識産権局審判部の決定²を取り消した³。

2. 背景

(1) 特許の内容

特許権者は名称“生態系に配慮した斜面保護（四つ葉のクローバー）”とする外観設計特許を所有している。特許番号は201730583104.4（以下、104特許という）、特許申請日は2017年11月23日、公告日は2018年6月19日である。本特許製品の用途は“土壤崩壊防止のための使用”であり、平面図は以下に示すとおりである。



1 北京知識産権法院2024年8月20日判決（2024）京73行初2618号

2 審判部決定 564729号

3 最高人民法院2025年11月18日判決（2024）最高法知行終1005号